

横瀬町暮らし体験事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、横瀬町での生活に興味のある者、移住することを検討している者又はテレワーク若しくはワーケーションを希望する者(以下「移住検討者等」という。)に本町の風土及び日常生活を体験できる機会を提供することにより移住を促進し、定住者の増加を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 横瀬町暮らし体験事業 横瀬町への移住検討者等が、暮らし体験住宅を一定期間利用し、町内における生活を体験する事業をいう。
- (2) 暮らし体験住宅 日常生活を営むための家具、電化製品その他の住宅に関する備品を備えた住宅及びその敷地であり、次条に規定する施設をいう。
- (3) 受託事業者 第4条の規定により事業を受託した事業者をいう。
- (4) 利用者 第7条の規定により暮らし体験住宅の利用許可を受けた者をいう。

(名称等)

第3条 暮らし体験住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
舎場(ヤドリバ)シンワ	横瀬町大字横瀬1045番1

(管理委託)

第4条 暮らし体験住宅の管理は、その設置の目的を効果的かつ効率的に達成するため、主に地域活性化事業を行う団体等に事業を委託し、これに管理を行わせることができる。

(利用対象者)

第5条 暮らし体験住宅の利用対象となる者(以下「利用対象者」という。)は、秩父圏域(横瀬町、秩父市、皆野町、長瀬町及び小鹿野町をいう。)以外に住所を有する者で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 満18歳以上又は18歳以上の家族と共同で利用する者
- (2) 移住検討者等及びその家族
- (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でない者

(利用期間)

第6条 暮らし体験住宅の利用期間は、次の各号の期間等とする。

(1) 1回当たりの利用は、連続する7日以上3月以内とする。ただし、町長が必要と認めた場合、期間を1年まで延長することができる。

(2) 入居及び退去を行う時間は、午前10時から午後3時までの間とする。

(利用の許可)

第7条 暮らし体験住宅の利用を希望する者は、あらかじめ町長又は受託事業者(以下「町長等」という。)の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを許可しない。

(1) その利用が第1条に規定する目的に反するとき。

(2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) その他暮らし体験住宅の管理上支障があるとき。

3 町長等は、前項の許可をする場合において、暮らし体験住宅の利用に関し必要と認めるときは、条件を付することができる。

(利用料金の徴収)

第8条 暮らし体験住宅の利用料金は、次のとおりとする。

期間	利用料金(光熱水費含む)	備考
6泊	40,000円	1 利用者は5人以内の同一世帯単位とし、1部屋につき最大大人2人、子ども3人までとする。 ただし、テレワーク若しくはワーケーションでの利用又は町長が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。 2 利用開始日から翌月の利用開始日前日までの利用を1月の単位とす
7泊～20泊	50,000円	
21泊～1月	60,000円	
2月	120,000円	
3月	180,000円	

		る。
--	--	----

2 利用者は、暮らし体験住宅の利用開始日までに、町長等に利用料金を前納しなければならない。

3 町長は、利用料金を受託事業者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免等)

第9条 町長等は、別で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

2 既納の利用料金は還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により暮らし体験住宅を利用できないときは、その全部又は一部を還付することができる。

(遵守事項)

第10条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 留守時又は就寝時には、必ず施錠すること。
- (2) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。
- (3) 暮らし体験住宅を清潔に保つこと。
- (4) ごみは決められた方法に従い適切に処理すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、暮らし体験住宅を適切に管理すること。

(禁止行為)

第11条 利用者は、暮らし体験住宅において次の行為をしてはならない。

- (1) 寄附の募集その他これに類する行為
- (2) 政治活動又は宗教活動
- (3) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (4) 利用者以外の者を滞在させる行為
- (5) 暮らし体験住宅内での喫煙
- (6) 動物の飼育
- (7) 鍵の複製
- (8) 暮らし体験住宅の施設の増築、改築、模様替え又は土地の原状変更
- (9) 暮らし体験住宅を破壊又は原状回復が困難な程度に汚染する行為
- (10) 前各号に掲げるもののほか、暮らし体験住宅の使用にふさわしくない行為

(利用許可の取消)

第12条 町長等は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の利用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正行為により利用許可を受けたとき。

- (2) 第5条の規定による利用対象者の条件に該当しなくなったとき。
 - (3) 第7条第3項により付した条件に違反したとき。
 - (4) 前条に規定する禁止行為に該当したとき。
 - (5) 第15条に規定する損害を賠償しないとき。
 - (6) 町長等の指示に従わないとき。
 - (7) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。
- (明渡し)

第13条 利用者は、利用期間が満了したとき又は利用許可を取り消されたときは、直ちに暮らし体験住宅を明け渡さなければならない。この場合において、当該利用者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該暮らし体験住宅を原状に回復しなければならない。

- 2 利用者は、前項の規定に基づく原状回復の内容及び方法について、町長等の指示に従わなければならない。
- (立入り)

第14条 町長等は、暮らし体験住宅の防火、火災の延焼及び構造の保全並びにその他管理上必要がある場合は、利用者の承諾を得ることなく当該暮らし体験住宅に立ち入ることができる。

- 2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒むことができない。
- (損害賠償)

第15条 利用者は、住宅、設備又は備品を汚損、破損若しくは滅失したときは、直ちに町長等に報告しなければならない。

- 2 利用者は、故意又は過失により住宅、設備又は備品を汚損、破損若しくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りでない。
- (事故免責)

第16条 暮らし体験住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内で発生した事故に対して、町長及び受託事業者はその責任を負わない。

(受託事業者が行う業務の範囲)

第17条 受託事業者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第7条に規定する利用の許可及び利用の制限その他利用許可に関する業務
- (2) 第8条に規定する利用料金の徴収、第9条に規定する利用料金の減免等その他利用料金の徴収に関する業務

(3) 暮らし体験住宅及び附属設備の維持及び修繕に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、暮らし体験の運営に関して町長が必要と認める業務

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。